

令和8年6月24日

福知山市議会議長 吉見 茂久 様

総務防災委員会委員長 片山 正紀

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第2号 福知山市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第3号 福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第4号 福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第8号 物品の取得について
- ・議第11号 京都地方税機構規約の変更について
- ・議第12号 専決処分の承認について
- ・議第13号 専決処分の承認について

2 審査の概要

6月16日に委員会を開催し、市長公室、総務部、市民生活部及び消防本部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第2号について、「固定資産税の免税点が家屋にあっては20万円が30万円に、償却資産にあっては150万円が180万円に引き上げられるわけであるが、免税点が引き上げられることにより、何名の納税者が非課税となり、いくらの減収が発生するのか」を問う質疑があり、「家屋で約930人、償却資産で約70人の納税者が非課税となり、家屋で約350万円、償却資産で約170万円の減額と見込んでいる」との答弁がありました。

次に、議第3号について、「条例第8条の2第2項に市長が認めた場合において、家庭系一般廃棄物の個別収集の実施が可能となると規定されているが、市長が認めた場合の明確な規定はあるのか」を問う質疑があり、「市長が認めた場合の規定については、要綱を定める予定である」との答弁がありました。

次に、議第4号について、「非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を31万5千円から33万円に引き上げる改正であるが、条例第14条の規定に基づき、定額部分の額に補償基礎額の30倍の額を加えた額を支給すること

となるのか」を問う質疑があり、「定額部分の額に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた額を支給するが、附則第5条の規定により、条例第14条の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該60倍に相当する額を葬祭補償の額として支給することとなる」との答弁がありました。

次に、議第8号の高規格救急自動車の購入について、「老朽化した高規格救急自動車を更新し、消防署北分署に配備するわけであるが、車両の更新基準」を問う質疑があり、「更新基準としては、経過年数10年以上のものの中から出動に支障が生じる可能性がある車両を優先し更新することとしている。今回の更新車両は、保有する6台の救急車の中から経過年数も11年が経過しており一番古い車両を更新するものである」との答弁がありました。

次に、議第11号について、「軽自動車税の減収分に対する国からの補填はあるのか」を問う質疑があり、「軽自動車税の環境性能割が廃止されることにより、約2800万円の減収と見込んでいるが、これについては国の施策による廃止なので、国の方から安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当てすると聞いている」との答弁がありました。

次に、議第12号について、「固定資産税のわがまち特例は、裁量権で設定できるのか」を問う質疑があり、「国の参酌基準を採用しており、改修特別特定建築物に係るわがまち特例は3分の1としているが、特定再生可能エネルギー発電設備については、対象設備ごとに特例率は異なる」との答弁がありました。

次に、議第13号について、「集会所や商業施設などバリアフリー改修を施しているものは減免の対象となるが、集会所や公会堂はそもそも固定資産税がかかっていないのではないか」を問う質疑があり、「地方税法により非課税とされているものについては、固定資産税は課されない」との答弁がありました。

反対討論

なし

賛成討論

なし

3 審査結果

- ・議第2号 全員賛成で原案可決
- ・議第3号 全員賛成で原案可決
- ・議第4号 全員賛成で原案可決
- ・議第8号 全員賛成で原案可決
- ・議第11号 全員賛成で原案可決
- ・議第12号 全員賛成で原案承認
- ・議第13号 全員賛成で原案承認